

1. 平成 30 年度指定管理者の収支について

は令和元年 7 月 23 日修正箇所

収 入

	項 目	決算額 (千円)	備 考
1	指定管理料	56,948	
2	利用料金	4,030	施設利用料金
3	事業費	5,954	自主事業参加費
4	雑収入	499	自動販売機など
	合計	67,431	

支 出

	項 目	決算額 (千円)	備 考
1	給料手当	29,484	職員給料
2	福利厚生費	2,989	社会保険料など
3	旅費交通費	437	
4	通信運搬費	472	電話料金、切手代など
5	消耗品費	2,159	
6	食糧費	43	講師弁当代など
7	修繕費	620	
8	光熱水料費	3,250	ガス料金
9	賃借料	429	コピー機・印刷機リース代など
10	保険料	249	
11	報償費	4,675	自主事業講師謝金
12	租税公課	60	
13	委託費	8,769	再委託費
14	雑費	563	
15	管理費	6,500	
16	消費税及び地方消費税	2,313	
17	合計	63,012	

- (1) 支出項目に係る月額データを市は保有していません。
- (2) 講師謝金の詳細な情報は、市情報公開条例の規定に抵触するため開示できません。
- (3) 指定管理者による販売活動は、多目的棟の設置目的に合致した事業である場合に限り認められます。常に市の事前許可を受けていただく必要があります。市が定める使用料をお支払いいただきます。自動販売機設置業者を指定管理者が選定することはできません。